

医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会の I F 記載要領 2013 に準拠して作成

アレルギー性疾患治療剤

レスカルミン[®]注Rescalmin[®] Inj.

剤形	注射剤
製剤の規制区分	処方箋医薬品（注意－医師等の処方箋により使用すること）
規格・含量	1管 5mL 中 日本薬局方ジフェンヒドラミン塩酸塩 20mg、臭化カルシウム 175mg 含有
一般名	和名：ジフェンヒドラミン塩酸塩 臭化カルシウム 洋名：Diphenhydramine Hydrochloride Calcium Bromide
製造販売承認年月日 薬価基準収載・ 発売年月日	製造販売承認年月日：1991年1月18日 薬価基準収載年月日：1992年7月10日 発売年月日：1992年7月10日
開発・製造販売 （輸入）・提携・ 販売会社名	製造販売元：日新製薬株式会社
医薬情報担当者の 連絡先	
問い合わせ窓口	日新製薬株式会社 安全管理部 TEL：023-655-2131 FAX：023-655-3419 医療関係者向けホームページ： https://www.yg-nissin.co.jp/

本 I F は 2019 年 7 月 改 訂 （ 第 5 版 ） の 添 付 文 書 の 記 載 に 基 づ き 作 成 し た。

最新の添付文書情報は、PMDA ホームページ「医薬品に関する情報」
<http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/0001.html> にてご確認ください。

I F 利用の手引きの概要 ー日本病院薬剤師会ー

1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書（以下、添付文書と略す）がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和 63 年に日本病院薬剤師会（以下、日病薬と略す）学術第 2 小委員会が「医薬品インタビューフォーム」（以下、I F と略す）の位置付け並びに I F 記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成 10 年 9 月に日病薬学術第 3 小委員会において I F 記載要領の改訂が行われた。

更に 10 年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成 20 年 9 月に日病薬医薬情報委員会において新たな I F 記載要領 2008 が策定された。

I F 記載要領 2008 では、I F を紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF 等の電磁的データとして提供すること（e-I F）が原則となった。この変更にあわせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版の e-I F が提供されることとなった。

最新版の e-I F は、（独）医薬品医療機器総合機構の医薬品情報提供ホームページ（<http://www.info.pmda.go.jp/>）から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-I F を掲載する医薬品情報提供ホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載にあわせて e-I F の情報を検討する組織を設置して、個々の I F が添付文書を補完する適正使用上情報として適切か審査・検討することとした。

2008 年より年 4 回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、I F 記載要領の一部改訂を行い I F 記載要領 2013 として公表する運びとなった。

2. I F とは

I F は「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等は I F の記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供された I F は、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

[I F の様式]

- ①規格は A 4 版、横書きとし、原則として 9 ポイント以上の字体（図表は除く）で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。
- ② I F 記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「I F 利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2 頁にまとめる。

[I F の作成]

- ① I F は原則として製剤の投与経路別（内用剤、注射剤、外用剤）に作成される。
- ② I F に記載する項目及び配列は日病薬が策定した I F 記載要領に準拠する。
- ③添付文書の内容を補完するとの I F の主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領 2013」（以下、「I F 記載要領 2013」と略す）により作成された I F は、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体（PDF）から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

[I F の発行]

- ① 「 I F 記載要領 2013 」 は、平成 25 年 10 月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ② 上記以外の医薬品については、「 I F 記載要領 2013 」 による作成・提供は強制されるものではない。
- ③ 使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果（臨床再評価）が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合には I F が改訂される。

3. I F の利用にあたって

「 I F 記載要領 2013 」 においては、 P D F ファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体の I F については、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、 I F の原点を踏まえ、医療現場に不足している情報や I F 作成時に記載し難い情報等については製薬企業の M R 等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、 I F の利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、 I F が改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、 I F の使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることもあり、その取扱いには十分留意すべきである。

4. 利用に際しての留意点

I F を薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。 I F は日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、 I F があくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。

(2013 年 4 月改訂)

目 次

I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 製品の治療学的・製剤学的特性・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II. 名称に関する項目

1. 販売名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 一般名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 構造式又は示性式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 分子式及び分子量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5. 化学名（命名法）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
6. 慣用名、別名、略号、記号番号・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
7. C A S 登録番号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

III. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 有効成分の各種条件下における安定性・・・・・・・・ 3
3. 有効成分の確認試験法・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 有効成分の定量法・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

IV. 製剤に関する項目

1. 剤形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 製剤の組成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 注射剤の調製法・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意・・・・・・・・ 4
5. 製剤の各種条件下における安定性・・・・・・・・ 4
6. 溶解後の安定性・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
7. 他剤との配合変化（物理化学的変化）・・・・・・・・ 5
8. 生物学的試験法・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
9. 製剤中の有効成分の確認試験法・・・・・・・・ 5
10. 製剤中の有効成分の定量法・・・・・・・・ 5
11. 力価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
12. 混入する可能性のある夾雑物・・・・・・・・ 5
13. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報 5
14. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 用法及び用量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3. 臨床成績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

VI. 薬効薬理に関する項目

1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群・・・・・・・・ 7
2. 薬理作用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

VII. 薬物動態に関する項目

1. 血中濃度の推移・測定法・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 薬物速度論的パラメータ・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. 吸収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
4. 分布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
5. 代謝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
6. 排泄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
7. トランスポーターに関する情報・・・・・・・・ 9
8. 透析等による除去率・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

Ⅷ. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

1. 警告内容とその理由	1 0
2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）	1 0
3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由	1 0
4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由	1 0
5. 慎重投与内容とその理由	1 0
6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法	1 0
7. 相互作用	1 0
8. 副作用	1 1
9. 高齢者への投与	1 1
10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	1 1
11. 小児等への投与	1 1
12. 臨床検査結果に及ぼす影響	1 1
13. 過量投与	1 1
14. 適用上の注意	1 1
15. その他の注意	1 1
16. その他	1 1

Ⅸ. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験	1 2
2. 毒性試験	1 2

Ⅹ. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分	1 3
2. 有効期間又は使用期限	1 3
3. 貯法・保存条件	1 3
4. 薬剤取扱い上の注意点	1 3
5. 承認条件等	1 3
6. 包装	1 3
7. 容器の材質	1 3
8. 同一成分・同効薬	1 3
9. 国際誕生年月日	1 3
10. 製造販売承認年月日及び承認番号	1 3
11. 薬価基準収載年月日	1 3
12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容	1 3
13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容	1 3
14. 再審査期間	1 4
15. 投薬期間制限医薬品に関する情報	1 4
16. 各種コード	1 4
17. 保険給付上の注意	1 4

XI. 文献

1. 引用文献	1 5
2. その他の参考文献	1 5

XII. 参考資料

1. 主な外国での発売状況	1 5
2. 海外における臨床支援情報	1 5


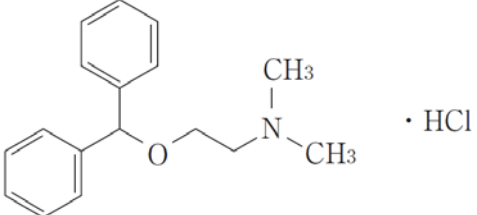
XIII. 備考

その他の関連資料	1 5
----------	-----

I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯	<p>レスカルミン注は、ジフェンヒドラミン塩酸塩と臭化カルシウムの配合剤である。</p> <p>ジフェンヒドラミン塩酸塩は1945年に開発されたH₁受容体拮抗薬の一種で、第一世代H₁拮抗薬である。抗ヒスタミン薬として用いられるほか、炎症、気道分泌の抑制、鎮静作用を持ち、また、催眠作用があることが知られている。ジフェンヒドラミン塩酸塩に、中枢の興奮を抑制する作用と消炎作用を有する臭化カルシウムを配合し、ジフェンヒドラミンの作用を増強した製剤が発売された。</p> <p>日新製薬㈱は、ジフェンヒドラミン塩酸塩と臭化カルシウムの配合剤である「レスカルミン注」を後発医薬品として企画・開発し、1991年1月に承認を得て、1992年7月より製造・販売を行っている。</p>
2. 製品の治療学的・製剤学的特性	<p>ジフェンヒドラミン塩酸塩</p> <p>ヒスタミンH₁受容体遮断薬である。H₁受容体を介するヒスタミンによるアレルギー性反応（毛細血管の拡張と透過性亢進、気管支平滑筋の収縮、知覚神経終末刺激による瘙痒、など）を抑制する。</p> <p>臭化カルシウム</p> <p>臭素イオンは脳皮質に働き中枢の興奮を抑制し、また、そのほかの中枢神経領域の刺激感受性をも抑制する。カルシウムの作用でさらに消炎作用が加わる。</p> <p>重大な副作用として、アナフィラキシーがあらわれることがある。</p>

II. 名称に関する項目

<p>1. 販売名 (1) 和名 (2) 洋名 (3) 名称の由来</p>	<p>レスカルミン注 Rescalmin Inj. レスミン※ 臭化カルシウム</p>  <p>※レスミン：弊社の同効薬『ジフェンヒドラミン塩酸塩注 10mg・30mg「日新」』の旧販売名「10mg・30mg レスミン注射液」より</p>
<p>2. 一般名 (1) 和名（命名法） (2) 洋名（命名法） (3) ステム</p>	<p>ジフェンヒドラミン塩酸塩（JAN） 臭化カルシウム（JAN） Diphenhydramine Hydrochloride（JAN）、Diphenhydramine（INN） Calcium Bromide（JAN） 不明</p>
<p>3. 構造式又は示性式</p>	<p>ジフェンヒドラミン塩酸塩</p>  <p>臭化カルシウム $\text{CaBr}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$</p>
<p>4. 分子式及び分子量</p>	<p>ジフェンヒドラミン塩酸塩 分子式：$\text{C}_{17}\text{H}_{21}\text{NO} \cdot \text{HCl}$ 分子量：291.82 臭化カルシウム 分子式：$\text{CaBr}_2 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$ 分子量：235.92</p>
<p>5. 化学名（命名法）</p>	<p>ジフェンヒドラミン塩酸塩 2-(Diphenylmethoxy)-<i>N,N</i>-dimethylethylamine monohydrochloride（IUPAC） 臭化カルシウム Calcium Bromide</p>
<p>6. 慣用名、別名、略号、記号番号</p>	<p>ジフェンヒドラミン塩酸塩 別名：塩酸ジフェンヒドラミン</p>
<p>7. CAS登録番号</p>	<p>ジフェンヒドラミン塩酸塩 147-24-0（Diphenhydramine Hydrochloride） 58-73-1（Diphenhydramine） 臭化カルシウム 7789-41-5</p>

Ⅲ. 有効成分に関する項目

<p>1. 物理化学的性質</p> <p>(1) 外観・性状</p> <p>(2) 溶解性</p> <p>(3) 吸湿性</p> <p>(4) 融点(分解点)、沸点、凝固点</p> <p>(5) 酸塩基解離定数</p> <p>(6) 分配係数</p> <p>(7) その他の主な示性値</p>	<p>ジフェンヒドラミン塩酸塩 白色の結晶又は結晶性の粉末で、においはなく、味は苦く、舌を麻痺する。</p> <p>臭化カルシウム 白色の塊又は粒状の結晶で、においはなく、味はわずかに苦い。</p> <p>ジフェンヒドラミン塩酸塩 メタノール又は酢酸(100)に極めて溶けやすく、水又はエタノール(95)に溶けやすく、無水酢酸にやや溶けにくく、ジエチルエーテルにほとんど溶けない。</p> <p>臭化カルシウム 水又はメタノールに極めて溶けやすく、エタノール(95)に溶けやすく、ジエチルエーテルにほとんど溶けない。</p> <p>臭化カルシウム 極めて吸湿性である。</p> <p>ジフェンヒドラミン塩酸塩 融点：166～170℃</p> <p>該当資料なし</p> <p>該当資料なし</p> <p>ジフェンヒドラミン塩酸塩 pH：本品1.0gを水10mLに溶かした液のpHは4.0～5.0である。</p> <p>臭化カルシウム pH：本品1.0gに水10mLを加えて溶かした液のpHは7.0～9.0である。</p>
<p>2. 有効成分の各種条件下における安定性</p>	<p>ジフェンヒドラミン塩酸塩 光によって徐々に変化する。</p>
<p>3. 有効成分の確認試験法</p>	<p>ジフェンヒドラミン塩酸塩 日本薬局方ジフェンヒドラミン塩酸塩の確認試験法による。 (1) 紫外可視吸光度測定法 (2) 赤外吸収スペクトル測定法(塩化カリウム錠剤法) (3) 塩化物の定性反応</p> <p>臭化カルシウム 日本薬局方外医薬品規格臭化カルシウムの確認試験法による。 カルシウム塩及び臭化物の定性反応</p>
<p>4. 有効成分の定量法</p>	<p>ジフェンヒドラミン塩酸塩 日本薬局方ジフェンヒドラミン塩酸塩の定量法による。 0.1mol/L 過塩素酸による滴定(電位差滴定法)</p> <p>臭化カルシウム 日本薬局方外医薬品規格臭化カルシウムの定量法による。 0.02mol/L エチレンジアミン四酢酸二水素ナトリウム液による滴定(NN指示薬)</p>

IV. 製剤に関する項目

<p>1. 剤形</p> <p>(1) 剤形の区別、外観及び性状</p> <p>(2) 溶液及び溶解時のpH、浸透圧比、粘度、比重、安定なpH域等</p> <p>(3) 注射剤の容器中の特殊な気体の有無及び種類</p>	<p>剤形の区別：注射剤（溶液）</p> <p>性状：無色澄明の液</p> <p>pH：5.0～7.0</p> <p>浸透圧比（生理食塩液に対する比）：1.6～2.0</p> <p>窒素</p>																																																																															
<p>2. 製剤の組成</p> <p>(1) 有効成分（活性成分）の含量</p> <p>(2) 添加物</p> <p>(3) 電解質の濃度</p> <p>(4) 添付溶解液の組成及び容量</p> <p>(5) その他</p>	<p>1管5mL中に日本薬局方ジフェンヒドラミン塩酸塩20mg、臭化カルシウム175mg含有</p> <p>pH調整剤</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p> <p>該当しない</p>																																																																															
<p>3. 注射剤の調製法</p>	<p>該当しない</p>																																																																															
<p>4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意</p>	<p>該当しない</p>																																																																															
<p>5. 製剤の各種条件下における安定性¹⁾</p>	<p>レスカルミン注は、最終包装製品を用いた長期保存試験（室温保存、3年）の結果、外観及び含量等は規格の範囲内であり、室温保存における3年間の安定性が確認された。</p> <p>長期保存試験</p> <p>試験条件：最終包装製品（ガラスアンプルに充てんし、アンプル内は窒素で置換し、密封し、紙箱に入れたもの）の状態、室温保存</p> <table border="1" data-bbox="485 1352 1428 2089"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目及び規格</th> <th>開始時</th> <th>1年後</th> <th>2年後</th> <th>3年後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">性状 無色澄明の液</td> <td>無色澄明の液</td> <td>無色澄明の液</td> <td>無色澄明の液</td> <td>無色澄明の液</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">確認試験</td> <td>(1) ライネッケ塩試液による沈殿反応 (ジフェンヒドラミン塩酸塩)</td> <td>適合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>(2) 紫外可視吸光度測定法 (ジフェンヒドラミン塩酸塩)</td> <td>適合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>(3) 炭酸アンモニウム試液による沈殿反応 (臭化カルシウム)</td> <td>適合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>(4) 硝酸銀試液による沈殿反応 (臭化カルシウム)</td> <td>適合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>pH (5.0～7.0)</td> <td>6.1</td> <td>6.2</td> <td>6.4</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>浸透圧比 (1.6～2.0)</td> <td>1.7</td> <td>1.8</td> <td>1.7</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>エンドトキシン (0.25EU/mL未満)</td> <td>適合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>不溶性異物 澄明で、たやすく検出される不溶性異物を認めない</td> <td>適合</td> <td>適合</td> <td>適合</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>不溶性微粒子 10μm以上：6000個以下/容器 25μm以上：600個以下/容器</td> <td>適合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>無菌 (菌の発育を認めない)</td> <td>適合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td>実容量 平均：規定による表示量及び過量の和の107%以下 個々：表示量以上で、規定による表示量及び過量の和の115%を超えるものは1個以下</td> <td>適合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>適合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定量試験 (%) 95～105</td> <td>ジフェンヒドラミン塩酸塩</td> <td>101</td> <td>101</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>臭化カルシウム</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>99</td> </tr> </tbody> </table>	項目及び規格		開始時	1年後	2年後	3年後	性状 無色澄明の液		無色澄明の液	無色澄明の液	無色澄明の液	無色澄明の液	確認試験	(1) ライネッケ塩試液による沈殿反応 (ジフェンヒドラミン塩酸塩)	適合	—	—	適合	(2) 紫外可視吸光度測定法 (ジフェンヒドラミン塩酸塩)	適合	—	—	適合	(3) 炭酸アンモニウム試液による沈殿反応 (臭化カルシウム)	適合	—	—	適合	(4) 硝酸銀試液による沈殿反応 (臭化カルシウム)	適合	—	—	適合	pH (5.0～7.0)	6.1	6.2	6.4	6.7	浸透圧比 (1.6～2.0)	1.7	1.8	1.7	1.8	エンドトキシン (0.25EU/mL未満)	適合	—	—	適合	不溶性異物 澄明で、たやすく検出される不溶性異物を認めない	適合	適合	適合	適合	不溶性微粒子 10μm以上：6000個以下/容器 25μm以上：600個以下/容器	適合	—	—	適合	無菌 (菌の発育を認めない)	適合	—	—	適合	実容量 平均：規定による表示量及び過量の和の107%以下 個々：表示量以上で、規定による表示量及び過量の和の115%を超えるものは1個以下	適合	—	—	適合	定量試験 (%) 95～105	ジフェンヒドラミン塩酸塩	101	101	100	100	臭化カルシウム	100	100	100	99
項目及び規格		開始時	1年後	2年後	3年後																																																																											
性状 無色澄明の液		無色澄明の液	無色澄明の液	無色澄明の液	無色澄明の液																																																																											
確認試験	(1) ライネッケ塩試液による沈殿反応 (ジフェンヒドラミン塩酸塩)	適合	—	—	適合																																																																											
	(2) 紫外可視吸光度測定法 (ジフェンヒドラミン塩酸塩)	適合	—	—	適合																																																																											
	(3) 炭酸アンモニウム試液による沈殿反応 (臭化カルシウム)	適合	—	—	適合																																																																											
	(4) 硝酸銀試液による沈殿反応 (臭化カルシウム)	適合	—	—	適合																																																																											
pH (5.0～7.0)	6.1	6.2	6.4	6.7																																																																												
浸透圧比 (1.6～2.0)	1.7	1.8	1.7	1.8																																																																												
エンドトキシン (0.25EU/mL未満)	適合	—	—	適合																																																																												
不溶性異物 澄明で、たやすく検出される不溶性異物を認めない	適合	適合	適合	適合																																																																												
不溶性微粒子 10μm以上：6000個以下/容器 25μm以上：600個以下/容器	適合	—	—	適合																																																																												
無菌 (菌の発育を認めない)	適合	—	—	適合																																																																												
実容量 平均：規定による表示量及び過量の和の107%以下 個々：表示量以上で、規定による表示量及び過量の和の115%を超えるものは1個以下	適合	—	—	適合																																																																												
定量試験 (%) 95～105	ジフェンヒドラミン塩酸塩	101	101	100	100																																																																											
	臭化カルシウム	100	100	100	99																																																																											

6. 溶解後の安定性	該当しない
7. 他剤との配合変化 (物理化学的变化)	別資料：「pH変動試験」あり（弊社HPに掲載）
8. 生物学的試験法	該当しない
9. 製剤中の有効成分の 確認試験法	(1)ライネッケ塩試液による沈殿反応 (ジフェンヒドラミン塩酸塩) (2)紫外可視吸光度測定法 (ジフェンヒドラミン塩酸塩) (3)炭酸アンモニウム試液による沈殿反応 (臭化カルシウム) (4)硝酸銀試液による沈殿反応 (臭化カルシウム)
10. 製剤中の有効成分の 定量法	(1)ジフェンヒドラミン塩酸塩 液体クロマトグラフィー (2)臭化カルシウム 0.02mol/L エチレンジアミン四酢酸二水素ナトリウム液による滴定 (NN 指 示薬)
11. 力価	本剤は力価表示に該当しない
12. 混入する可能性のある 夾雑物	該当資料なし
13. 注意が必要な容器・ 外観が特殊な容器に 関する情報	該当資料なし
14. その他	該当しない

V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果	アレルギー性鼻炎
2. 用法及び用量	通常成人1日1回5mLを静脈内注射する。 なお、年齢、症状により適宜増減する。
3. 臨床成績 (1) 臨床データパッケージ (2) 臨床効果 (3) 臨床薬理試験 (4) 探索的試験 (5) 検証的試験 1) 無作為化並行用量反応試験 2) 比較試験 3) 安全性試験 4) 患者・病態別試験 (6) 治療的使用 1) 使用成績調査・特定使用成績調査(特別調査)・製造販売後臨床試験(市販後臨床試験) 2) 承認条件として実施予定の内容又は実施した試験の概要	該当資料なし

VI. 薬効薬理に関する項目

<p>1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群</p>	<p>ジフェンヒドラミン塩酸塩 ヒスタミンH₁受容体拮抗薬 エタノールアミン系：クレマスチンフマル酸塩 フェノチアジン系：アリメマジン酒石酸塩、プロメタジン塩酸塩 プロピルアミン系：d_l-クロルフェニラミンマレイン酸塩、d-クロルフェニラミンマレイン酸塩 ピペラジン系：ヒドロキシジン、ホモクロルシクリジン塩酸塩 ピペリジン系：シプロヘプタジン塩酸塩水和物 等</p>
<p>2. 薬理作用</p> <p>(1)作用部位・作用機序</p> <p>(2)薬効を裏付ける試験成績</p> <p>(3)作用発現時間・持続時間</p>	<p>ジフェンヒドラミン塩酸塩²⁾ ヒスタミンH₁受容体遮断薬である。H₁受容体を介するヒスタミンによるアレルギー性反応（毛細血管の拡張と透過性亢進、気管支平滑筋の収縮、知覚神経終末刺激による痒痒、など）を抑制する。</p> <p>臭化カルシウム³⁾ 臭素イオンは大脳皮質に働き中枢の興奮を抑制し、また、そのほかの中枢神経領域の刺激感受性をも抑制する。カルシウムの作用でさらに消炎作用が加わる。</p> <p>該当資料なし</p> <p>該当資料なし</p>

Ⅶ. 薬物動態に関する項目

<p>1. 血中濃度の推移、測定法</p> <p>(1) 治療上有効な血中濃度</p> <p>(2) 最高血中濃度到達時間</p> <p>(3) 臨床試験で確認された血中濃度</p> <p>(4) 中毒域</p> <p>(5) 食事・併用薬の影響</p> <p>(6) 母集団（ポピュレーション）解析により判明した薬物体内動態変動要因</p>	<p>該当資料なし</p> <p>該当資料なし</p> <p>該当資料なし</p> <p>該当資料なし</p> <p>「Ⅷ. 安全性（使用上の注意等）に関する項目 7. 相互作用」を参照</p> <p>該当資料なし</p>
<p>2. 薬物速度論的パラメータ</p> <p>(1) 解析方法</p> <p>(2) 吸収速度定数</p> <p>(3) バイオアベイラビリティ</p> <p>(4) 消失速度定数</p> <p>(5) クリアランス</p> <p>(6) 分布容積</p> <p>(7) 血漿蛋白結合率</p>	<p>該当資料なし</p>
<p>3. 吸収</p>	<p>該当資料なし</p>
<p>4. 分布</p> <p>(1) 血液－脳関門通過性</p> <p>(2) 血液－胎盤関門通過性</p> <p>(3) 乳汁への移行性</p> <p>(4) 髄液への移行性</p> <p>(5) その他の組織への移行性</p>	<p>該当資料なし</p>
<p>5. 代謝</p> <p>(1) 代謝部位及び代謝経路</p> <p>(2) 代謝に関与する酵素（CYP450 等）の分子種</p> <p>(3) 初回通過効果の有無及びその割合</p> <p>(4) 代謝物の活性の有無及び比率</p> <p>(5) 活性代謝物の速度論的パラメータ</p>	<p>該当資料なし</p>

6. 排泄 (1) 排泄部位及び経路 (2) 排泄率 (3) 排泄速度	該当資料なし
7. トランスポーターに関する情報	該当資料なし
8. 透析等による除去率	該当資料なし

VIII. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

1. 警告内容とその理由	該当記載事項なし											
2. 禁忌内容とその理由 (原則禁忌を含む)	<p>次の患者には投与しないこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 閉塞隅角緑内障の患者 [抗コリン作用により眼圧が上昇し、症状を悪化させることがある。] 2. 前立腺肥大等下部尿路に閉塞性疾患のある患者 [抗コリン作用による膀胱平滑筋の弛緩、膀胱括約筋の緊張により、症状を悪化させるおそれがある。] 3. 本剤又は臭素化合物に対し過敏症の患者 4. 腎機能障害のある患者、脱水症の患者、全身に衰弱がみられる患者、低塩性食事を摂取している患者 [ブロム中毒に陥りやすい。] 5. 器質的脳障害のある患者、うつ病の患者 [症状が悪化するおそれがある。] 6. ジギタリス製剤を使用している患者 [ジギタリス中毒を起こしやすい。] 											
3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由	該当しない											
4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由	該当しない											
5. 慎重投与内容とその理由	<p>次の患者には慎重に投与すること</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 肝障害のある患者 [症状が悪化するおそれがある。] (2) 開放隅角緑内障の患者 [抗コリン作用により眼圧が上昇し、症状を悪化させることがある。] 											
6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法	<ol style="list-style-type: none"> (1) 眠気を催すことがあるので、本剤投与中の患者には自動車の運転等危険を伴う機械の操作には従事させないよう十分注意すること。 (2) 本剤は蓄積傾向があり、中毒量と薬用量の比が小さいので、血中濃度、副作用等を観察しながら慎重に投与すること。 											
7. 相互作用 (1) 併用禁忌とその理由 (2) 併用注意とその理由	<p>該当記載事項なし</p> <p>併用に注意すること</p> <table border="1" data-bbox="491 1576 1425 1986"> <thead> <tr> <th>薬剤名等</th> <th>臨床症状・措置方法</th> <th>機序・危険因子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルコール</td> <td rowspan="3">中枢神経抑制作用が増強することがある。 このような場合には減量するなど慎重に投与すること。</td> <td rowspan="3">相加的に中枢神経抑制作用を増強させる。</td> </tr> <tr> <td>中枢神経抑制剤 バルビツール酸誘導体等</td> </tr> <tr> <td>MAO阻害剤</td> </tr> <tr> <td>抗コリン作用を有する薬剤 フェノチアジン誘導体 三環系抗うつ剤等</td> <td>抗コリン作用が増強することがある。 このような場合には減量するなど慎重に投与すること。</td> <td>相加的に抗コリン作用を増強させる。</td> </tr> </tbody> </table>	薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子	アルコール	中枢神経抑制作用が増強することがある。 このような場合には減量するなど慎重に投与すること。	相加的に中枢神経抑制作用を増強させる。	中枢神経抑制剤 バルビツール酸誘導体等	MAO阻害剤	抗コリン作用を有する薬剤 フェノチアジン誘導体 三環系抗うつ剤等	抗コリン作用が増強することがある。 このような場合には減量するなど慎重に投与すること。	相加的に抗コリン作用を増強させる。
薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子										
アルコール	中枢神経抑制作用が増強することがある。 このような場合には減量するなど慎重に投与すること。	相加的に中枢神経抑制作用を増強させる。										
中枢神経抑制剤 バルビツール酸誘導体等												
MAO阻害剤												
抗コリン作用を有する薬剤 フェノチアジン誘導体 三環系抗うつ剤等	抗コリン作用が増強することがある。 このような場合には減量するなど慎重に投与すること。	相加的に抗コリン作用を増強させる。										

<p>8. 副作用</p> <p>(1) 副作用の概要</p> <p>(2) 重大な副作用と初期症状</p> <p>(3) その他の副作用</p> <p>(4) 項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧</p> <p>(5) 基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度</p> <p>(6) 薬物アレルギーに対する注意及び試験法</p>	<p>本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。(頻度不明)</p> <p>アナフィラキシー：呼吸困難、全身潮紅、血管浮腫（顔面浮腫、喉頭浮腫等）、蕁麻疹等があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止し、適切な処置を行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="491 398 1422 667"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻度不明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過敏症^{注)}</td> <td>発疹、紅斑、痒痒感等</td> </tr> <tr> <td>循環器</td> <td>動悸等</td> </tr> <tr> <td>精神神経系</td> <td>頭痛、めまい、ふらつき、倦怠感、神経過敏、眠気、興奮、運動失調、抑うつ、構音障害、意識障害等</td> </tr> <tr> <td>消化器</td> <td>口渇、悪心・嘔吐、食欲減退、下痢等</td> </tr> <tr> <td>皮膚</td> <td>痒疹</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) このような症状があらわれた場合には、投与を中止すること。</p> <p>該当資料なし</p> <p>該当資料なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本剤又は臭素化合物に対し過敏症の患者には投与しないこと。 アナフィラキシーがあらわれることがある。(Ⅷ. 8. (2) 参照)</p> </div>	頻度不明		過敏症 ^{注)}	発疹、紅斑、痒痒感等	循環器	動悸等	精神神経系	頭痛、めまい、ふらつき、倦怠感、神経過敏、眠気、興奮、運動失調、抑うつ、構音障害、意識障害等	消化器	口渇、悪心・嘔吐、食欲減退、下痢等	皮膚	痒疹
頻度不明													
過敏症 ^{注)}	発疹、紅斑、痒痒感等												
循環器	動悸等												
精神神経系	頭痛、めまい、ふらつき、倦怠感、神経過敏、眠気、興奮、運動失調、抑うつ、構音障害、意識障害等												
消化器	口渇、悪心・嘔吐、食欲減退、下痢等												
皮膚	痒疹												
<p>9. 高齢者への投与</p>	<p>一般に高齢者では生理機能が低下しているので、減量するなど注意すること。</p>												
<p>10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与</p>	<p>(1) 妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には投与しないことが望ましい。 [妊娠中の投与に関する安全性は確立していない。]</p> <p>(2) 授乳中の婦人には授乳を避けさせること。</p>												
<p>11. 小児等への投与</p>	<p>低出生体重児、新生児、乳児、幼児又は小児に対する安全性は確立していない。</p>												
<p>12. 臨床検査結果に及ぼす影響</p>	<p>該当記載事項なし</p>												
<p>13. 過量投与</p>	<p>該当記載事項なし</p>												
<p>14. 適用上の注意</p>	<p>(1) 投与時：本剤の投与により一時的な血圧の低下がみられるので、できるだけ徐々に注射すること。</p> <p>(2) アンプルカット時：本剤はワンポイントアンプルであるが、アンプルカット部分をエタノール綿等で清拭し、カットすることが望ましい。</p>												
<p>15. その他の注意</p>	<p>該当記載事項なし</p>												
<p>16. その他</p>	<p>該当しない</p>												

Ⅸ. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験 (1) 薬効薬理試験 (「Ⅵ. 薬効薬理に関する項目」参照) (2) 副次的薬理試験 (3) 安全性薬理試験 (4) その他の薬理試験	該当資料なし
2. 毒性試験 (1) 単回投与毒性試験 (2) 反復投与毒性試験 (3) 生殖発生毒性試験 (4) その他の特殊毒性	該当資料なし

X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分	製 剤：処方箋医薬品（注意－医師等の処方箋により使用すること） 有効成分：該当しない								
2. 有効期間又は使用期限	使用期限：3年（安定性試験結果に基づく）								
3. 貯法・保存条件	室温保存								
4. 薬剤取扱い上の注意点 (1) 薬局での取り扱い上の留意点について (2) 薬剤交付時の取り扱いについて（患者等に留意すべき必須事項等） (3) 調剤時の留意点について	「Ⅷ. 安全性（使用上の注意等）」に関する項目 14. 適用上の注意」を参照 「Ⅷ. 安全性（使用上の注意等）」に関する項目 6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法(1)」を参照 該当しない								
5. 承認条件等	該当しない								
6. 包装	5mL×50 管								
7. 容器の材質	アンプル：無色ガラス 化粧箱：紙								
8. 同一成分・同効薬	同一成分薬：なし 同 効 薬：クレマスチンフマル酸塩、 <i>m</i> -クロロフェニラミンマレイン酸塩、シプロヘプタジン塩酸塩水和物、ホモクロロシクリジン塩酸塩等								
9. 国際誕生年月日	不明								
10. 製造販売承認年月日及び承認番号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>販売名</th> <th>製造販売承認年月日</th> <th>承認番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レスカルミン注</td> <td>1991年1月18日</td> <td>20300AMZ00069000</td> </tr> </tbody> </table>			販売名	製造販売承認年月日	承認番号	レスカルミン注	1991年1月18日	20300AMZ00069000
販売名	製造販売承認年月日	承認番号							
レスカルミン注	1991年1月18日	20300AMZ00069000							
11. 薬価基準収載年月日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>販売名</th> <th>薬価基準収載年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レスカルミン注</td> <td>1992年7月10日</td> </tr> </tbody> </table>			販売名	薬価基準収載年月日	レスカルミン注	1992年7月10日		
販売名	薬価基準収載年月日								
レスカルミン注	1992年7月10日								
12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容	該当しない								
13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容	該当しない								

14. 再審査期間	該当しない											
15. 投薬期間制限医薬品に関する情報	本剤は、投薬期間に関する制限は定められていない。											
16. 各種コード	<table border="1" data-bbox="483 365 1426 539"> <thead> <tr> <th data-bbox="483 365 898 465">販売名</th> <th data-bbox="898 365 1058 465">HOT 番号 (9桁)</th> <th data-bbox="1058 365 1267 465">厚生労働省 薬価基準収載 医薬品コード</th> <th data-bbox="1267 365 1426 465">レセプト 電算コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="483 465 898 539">レスカルミン注</td> <td data-bbox="898 465 1058 539">109417602</td> <td data-bbox="1058 465 1267 539">4419500A1030</td> <td data-bbox="1267 465 1426 539">644410001</td> </tr> </tbody> </table>				販売名	HOT 番号 (9桁)	厚生労働省 薬価基準収載 医薬品コード	レセプト 電算コード	レスカルミン注	109417602	4419500A1030	644410001
販売名	HOT 番号 (9桁)	厚生労働省 薬価基準収載 医薬品コード	レセプト 電算コード									
レスカルミン注	109417602	4419500A1030	644410001									
17. 保険給付上の注意	本剤は診療報酬上の後発医薬品である。											

XI. 文献

1. 引用文献	1) 日新製薬株式会社 社内資料 (安定性) 2) 第十七改正日本薬局方解説書, C-2198, 廣川書店 (2016) 3) 第九改正日本薬局方解説書, C-785, 廣川書店 (1976)
2. その他の参考文献	該当資料なし

XII. 参考資料

1. 主な外国での発売状況	該当資料なし
2. 海外における臨床支援情報	該当資料なし

XIII. 備考

その他の関連資料	該当資料なし
----------	--------